

水産加工連携プラン支援事業の応募に必要な連携協議会を設立するための協定書の参考例を示すものです。必要に応じて加筆・修正の上、参考として活用ください。

(注) 農林水産省及び国産水産物流通促進センターは、本参考例を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

〇〇協議会 協定書（参考記載例）

(名称)

第1条 この機関は、〇〇協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会は、××に置く。

(目的)

第3条 協議会は、国産水産物流通促進センターから交付決定通知を受けて実施する水産加工連携プラン支援事業(以下「助成事業」という。)を共同連帯して実施することを目的とする。

(構成員の住所及び名約)

第4条 協議会の構成員(以下「構成員」という。)は、次のとおりとする。

〇〇県□□1番地2

株式会社〇〇

〇〇県□□1番地1

△△漁業協同組合

〇〇県□□1番地3

××水産

〇〇県□□1番地4

〇〇県

知事 〇〇 〇〇

(代表者の名称)

第5条 協議会は、株式会社〇〇を代表者とする。

(代表者の権限等)

第6条 代表者は、助成事業の実施に関し、協議会を代表して、助成事業への応募、農林水

産省又は国産水産物流通促進センターが定める交付等要綱、交付等要綱の運用について、助成要領、募集要領に基づく手続き、自己の名義をもって事業費の交付請求、受領を行うとともに、本協定に基づき構成員から実績報告書(以下「実績報告書」という。)の提出を求めるなどの権限を有するものとする。

2 代表者は、国産水産物流通促進センターから交付決定の通知があった場合は、直ちに当該交付決定通知書の写しを構成員に送付するものとする。

(遵守事項)

第7条 構成員は、本協定に定めるもののほか、交付決定通知に定める決定条件に従うほか交付等要綱及び助成要領等に定められた事項を遵守するものとする。

2 構成員は、交付等要綱及び助成要領等の規定に基づいて行う各種報告、書類の提出等の際して、代表者の指示に従い必要な協力を行うものとする。

3 構成員は、自己に属するこの助成事業に従事する者（従事した者を含む。以下「助成事業従事者」という。）に対し、構成員の責任において前二項を遵守させるものとする。

4 構成員が、前三項に規定する措置を講じず、又は、助成事業を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによって他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。なお、本条の規定に関わらず、構成員が他の構成員と別途契約を締結する場合、当該契約に従い他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(運営委員会)

第8条 協議会は、各構成員に所属の委員各1名以上で構成される運営委員会(以下「委員会」という。)を設け、助成事業の円滑な実施にあたるものとする。

2 委員会に委員長を置き、各委員から選任された委員がこれにあたるものとする。委員長に事故等があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するものとする。

3 委員会においては、協議会が行う課題解決に向けた計画（以下、「連携プラン」という。）に基づいて年度実施計画を定めるもののほか、助成事業の運営に関する事項及びその他重要事項について協議を行うものとする。

4 委員会の議決は、原則としてすべての委員の一致によるものとする。

5 委員会は、委員長が必要と認めた場合のほか、委員から招集の請求があった場合に、委員長が招集して開催するものとする。

6 委員長は、やむを得ない事由により、委員会を開く猶予のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に回付し賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができるものとする。

7 その他、委員会の運営にあたって必要な事項は、その都度各構成員間で協議の上、決定

するものとする。

(構成員による事業の実施)

第 9 条 構成員は、連携プラン及び年度実施計画に従って、当該構成員の分担する事業を実施するものとする。

(事業費の配分)

第 10 条 構成員は、その分担する事業の実施のために必要な事業費の配分を受けるものとする。なお、事業費の配分は、代表者から構成員に対し通知をもって行うものとする。

2 前項に規定する構成員毎の事業費の配分額の限度額及びその内訳は、年度実施計画に定めるところによる。

(実績報告)

第 11 条 構成員は、代表者が指定する日までに、助成事業の成果を記載した実績報告書を作成し、代表者に提出するものとする。

2 代表者は、前項の実績報告書を取りまとめの上、協議会としての実績報告書を作成し、国産水産物流通促進センターに提出するものとする。

3 代表者は、協議会としての実績報告書を作成するため、必要に応じ構成員に対して関係書類の提出を求めることができるものとする。

(検査)

第 12 条 各構成員は、前条第 1 項の規定に基づき代表者へ実績報告書を提出する場合は、当該実績報告書の内容が、年度実施計画及び関係書類等の内容と適合するものであるかどうか自己の責任において検査を実施した上で提出を行うものとする。

(事業費の配分額の確定)

第 13 条 代表者は、国産水産物流通促進センターから額の確定通知を受けたときは、構成員に配分される事業費の額を確定し、構成員に通知するものとする。

2 前項の構成員に配分される事業費の確定額は、各構成員が分担する助成事業に要した経費の実支出額と第 10 条第 2 項に規定する配分額の限度額のいずれか低い額とする。

(事業費の支払)

第 14 条 代表者は、前条の規定により事業費の配分額が確定した後、構成員からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、構成員がその分担する助成事業の完了前に必要な経費を受けようとするときには、概算払を請求することができ、代表者は、これを適当と認めたときは

これを支払うことができる。

3 構成員は前二項の規定による事業費の請求をするときは、請求書を代表者に提出するものとする。

(過払金の返還)

第 15 条 構成員は、前条第 2 項の規定により支払われた事業費が、第 13 条第 1 項の事業費の配分の確定額を超えるときは、その超える金額について、代表者の指示に従って返還するものとする。

(助成事業の中止等)

第 16 条 構成員は、天災地変その他やむを得ない事由により、その分担する助成事業の遂行が困難となったときは、委員会での協議を経て、助成事業中止(廃止)申請書を代表者に提出し、代表者は、国産水産物流通促進センターに報告してその指示を受けるものとする。

2 前項の規定により助成事業を中止または廃止するときは、前三条の規定に準じ精算するとともに、代表者はその旨を構成員に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第 17 条 構成員は、前条に規定する場合を除き、助成要領の規定に基づく計画の内容又は第 10 条第 2 項に規定する経費の内訳を変更しようとするときは、委員会での協議を経て、事業実施計画変更承認申請書を代表者に提出し、代表者は国産水産物流通促進センターの承認を受けるものとする。ただし、助成要領等に規定されている計画変更の承認を要しない場合については、この限りではない。

2 前項の規定により国産水産物流通促進センターの承認を受けたときは、代表者はその旨を構成員に通知するものとする。

(財産管理)

第 18 条 構成員は、助成事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、財産管理台帳を作成の上適切に管理し、助成事業の完了後においても、処分制限期間満了まで善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 助成要領の規定に基づき取得財産を処分しようとするときは、委員会での協議を経て、代表者から国産水産物流通促進センターへ申請し承認を受けなければならない。

(帳簿等)

第 19 条 構成員は、分担する事業に要した経費について、帳簿を作成・整備した上で、他の事業等の経費とは別に、明確に区分して経理しなければならない。

- 2 構成員は、事業費に関する帳簿への事業費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
- 3 構成員は、前項の帳簿及び実績報告書に記載する事業費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を、助成事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 構成員は、実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した事業費の支払実績額を記載しなければならない。
- 5 構成員は、前各項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な事業費の経理を行ったと国産水産物流通促進センターが認めた場合には、当該違反等に係る事業費の配分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には代表者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

第20条 構成員は、事業費のうち旅費及び賃金の支払については、いずれも連携プランに定める事業内容と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

- 2 構成員は、前項の規定に違反した不適切な事業費の経理を行ったと国産水産物流通促進センターが認めた場合には、当該違反等に係る助成金の配分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には、代表者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(特許権等)

第21条 この助成事業に関する事業の成果に係る次の各号に掲げる権利等(以下「特許権等」という。)は、当該特許権等の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同事業により発生した特許権等については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、特許権等の発生に係る寄与度等に応じ、これらの構成員の間で協議し、決定するものとする。

- 一 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- 二 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- 三 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- 四 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- 五 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)
- 六 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法(平成5年法律第47号)上保護される権利に係るもの

(特許権等に関する手続き)

第 22 条 構成員は、助成事業の結果得られた技術開発が特許権等の対象となるときには、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、特許権等出願届出書により代表者に提出し、代表者は国産水産物流通促進センターに報告するものとする。

2 構成員は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく特許権等取得届出書により代表者に提出し、代表者は国産水産物流通促進センターに報告するものとする。

(秘密の保持)

第 23 条 構成員は、助成事業に関して知り得た業務上の秘密を当該助成事業終了の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間、第三者に漏らしてはならないものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- 一 知得した際、既に構成員が保有していたことを証明できる情報
- 二 知得した後、構成員の責めによらず公知となった情報
- 三 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 四 構成員が独自に開発して得たことを証明できる情報
- 五 事前協議により同意を得た著作物及びその二次的著作物その他の同意を得た情報

2 構成員は、助成事業従事者に対しても前項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。

(成果の公表)

第 24 条 構成員が、自己の事業成果を外部に公表しようとするときは、事前にその内容を他の構成員及び代表者に通知するとともに、代表者の指示に従い必要な手続き等を行うものとする。また、本事業の成果は国産水産物流通促進センターの求めに応じて開示することとする。

(事故の報告)

第 25 条 構成員は、この助成事業において毒物等の滅失や飛散など、人体等に影響を及ぼす恐れがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに代表者に提出し、代表者は国産水産物流通促進センターへ報告しなければならない。

(取引金融機関)

第 26 条 協議会の取引金融機関は代表者が指定する〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 27 条 本協定に定めのない事項については、委員会において定めるものとする。

令和〇年〇月〇日

〇〇県□□ 1 番地 2

株式会社〇〇

代表取締役社長執行役員 〇〇 〇〇

〇〇県□□ 1 番地 1

△△漁業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

〇〇県□□ 1 番地 3

××水産

代表取締役社長 〇〇 〇〇

〇〇県□□ 1 番地 4

〇〇県

知事 〇〇 〇〇